

東京外語会奨学金

1. 趣旨

本学に在籍する外国語学部学生（留学生を除く）で、人物及び学業成績等が優れている者に対し、学資の援助として奨学金を支給する。

2. 採用予定数

(1) 学部生 10名程度（留学生を除く。留学生には本学国際教育支援基金があるため）

3. 奨学生の資格

下記要件に適う本学学部学生で、かつ出願する年度の4月1日現在、第3学年に在学していること。

- (1) 学資の支弁が困難と認められる者
- (2) 他の奨学金を受けていない者（但し、日本学生支援機構の奨学金を除く）。

4. 出願及び選考手続

(1) 出願においては、下記の書類を学生課奨学金担当に提出すること。

- ① 奨学生願書
- ② 履歴書
- ③ 家計状態調書
- ④ 出願者の収支説明書
- ⑤ 家計支持者及びそのほかに家計を支えている者の前年分の源泉徴収票または確定申告書の写し
- ⑥ 健康診断書（前年度学内受診のものでも可）
- ⑦ 成績証明書

- (2) 東京外語会奨学金選考委員会の選考を経て、学長が決定する。
選考は、学業成績（第2年次終了時の成績）及び学費支弁の困難度により判断する。
- (3) 選考結果は、採用者への通知及び学生課前掲示板に掲示する。

5. 奨学金の額と給費期間

- (1) 奨学金の額 月額30,000円（総額180,000円）
原則として返還は不要（6.（2）の場合を除く）
- (2) 給付期間 奨学生として採用されたその年度の始期から、6ヶ月間

6. 奨学金の交付について

(1) 奨学金の交付方法

奨学金は、選考後奨学生が届出した普通預金口座へ、6月と9月の2回に分けて3ヶ月分を振り込む。

(2) 併給と支給停止

日本学生支援機構を除く他の奨学団体等から学資の給与又は貸与を併せて受けることはできない。

また、次の場合には奨学金を停止し、その事由等によっては支給済みの奨学金の返還を求めることがある。

- ① 奨学金を必要としない事由が生じたとき。
- ② 病気、事故などのため、成業の見込みがなくなったとき。
- ③ 学業、生活等に重大な支障が生じ、奨学生として適当でなくなったとき。
- ④ 本学の懲戒処分を受け、その内容が重大なとき。
- ⑤ 自主退学したとき。
- ⑥ 申請内容に偽りがあったとき。

7. 奨学生の義務

- (1) 奨学生の連絡先、病気や事故で長期欠席するとき、休学、留学など奨学生の学習・生活状況に重要な変化が生じた場合には、速やかに学生課奨学金担当に届け出ること。
- (2) 学業に励み、健康に注意して奨学生に相応しい態度と行動をとらなければならない。